⑵　民間企業の勤務条件制度等調査

国家公務員の勤務条件の諸制度を検討するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、「民間企業の勤務条件制度等調査」を行っている。

平成25年の調査は、全国に所在する企業規模50人以上の企業のうち、無作為に抽出した6,852社を対象として、10月１日現在における労働条件等の諸制度について実施した。

本調査結果の労働時間制度に関する主なものについてみると、育児のための労働時間短縮制度がある企業の割合は83.3％で、制度がある企業について、その方法をみると、「所定内労働時間の変更」が91.1％、「時間単位での欠勤」が23.5％、「時間単位での休暇」が21.0％となっている。また、短縮できる期間の上限をみると、「３歳まで」とする企業の割合が65.1％、「６歳又は小学校入学前まで」とする企業の割合が21.0％となっている。一方、介護のための労働時間短縮制度がある企業の割合は78.1％で、制度がある企業について、その方法をみると、「所定内労働時間の変更」が89.2％、「時間単位での欠勤」が23.9％、「時間単位での休暇」が20.4％となっている。また、短縮できる期間の上限をみると、「93日」とする企業の割合が78.5％となっている。

第２節　健康安全対策

職員の健康の保持増進を図るとともに、職場の安全を確保するため、規則10－４（職員の保健及び安全保持）等を定めている。これらの規則に従い、各府省は健康安全管理のための措置を実施しているが、制度の円滑な運営を確保するため、人事院が、総合的な指導、調整等を行っている。

１　健康の保持増進

⑴　心の健康づくり対策

近年、心の健康の問題による長期病休者の数が長期病休者全体の数の６割を超える状況が続いている。

こうした状況を踏まえ「職員の心の健康づくりのための指針」（平成16年勤務条件局長通知）に基づき、各府省における職員の心の健康づくり対策に重点的に取り組んできている。

ア　心の健康づくり研修を人事院の本院及び各地方事務局（所）（全国10か所）で開催した。

イ　過度のストレスがなく、いきいきとした職場の実現を目指す職場環境改善の推進を図るため、平成24年10月に各府省に提示した「「心の健康づくりのための職場環境改善」について」（平成24年職員福祉局長通知）に基づく取組を行う府省に対して、職場環境の把握のための調査の実施、調査結果のフィードバック等の支援を行うとともに、各府省の担当者等への研修を実施した。

ウ　各府省の職員、家族等が利用できる「こころの健康相談室」（全国10か所に設置）を開設している。平成26年度における相談件数は、合計153件であった。

エ　心の健康の問題による長期病休者の職場復帰及び再発防止に関して、専門医が相談に応じる「こころの健康にかかる職場復帰相談室」（全国10か所に設置）を開設している。平成26年度における相談件数は、合計221件であった。

オ　「心の健康づくり対策推進のための各府省連絡会議」を平成26年６月及び平成27年２月に開催し、円滑な職場復帰と再発防止のための施策の実施状況、ストレスチェック制度の導入に向けた今後の対応等について、意見交換を行った。

カ　職員がセルフケアに関する知識を身に付けるための自習用の研修教材として『こころの健康について～職員セルフケア教材～』（ｅ－ラーニング教材）を作成し、全府省に配布した。

⑵　精神及び行動の障害による長期病休者数調査

職員の心の健康づくりに関する施策の検討に資するため、一般職の非現業国家公務員のうち、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間に、引き続いて１月以上の期間、精神及び行動の障害のため勤務していない者を対象に「精神及び行動の障害による長期病休者数調査」を実施した（平成25年度より、５年に１度の「国家公務員長期病休者実態調査」を実施しない年度に実施）。

平成25年度における精神及び行動の障害による長期病休者は3,450人（全職員の1.26％）であり、平成24年度調査に比べ74人増加している。性別にみると、男性は2,773人（全男性職員の1.22％）、女性は677人（全女性職員の1.47％）となっている。また、精神及び行動の障害による長期病休者数の全職員に占める割合を平成24年度調査と比べると、平成24年度調査の1.24％に比べ0.02ポイント上昇している（表５－１）。

表5-1　精神及び行動の障害による長期病休者数及び全職員に占める割合の推移

	平成18年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総数	3,849人 1.28%	3,468人 1.26%	3,376人 1.24%	3,450人 1.26%
男	3,032人 1.21%	2,772人 1.21%	2,731人 1.21%	2,773人 1.22%
女	817人 1.64%	696人 1.53%	645人 1.43%	677人 1.47%

（注）「精神及び行動の障害」には、「神経系の疾患」のうち「自律神経系の障害」に分類された者の数を含めて計上している。

⑶　国家公務員の死亡者数等の調査

職員の健康管理及び安全管理の向上に資するため、平成25年度中に死亡した一般職の国家公務員について「国家公務員死亡者数等調査」を実施した（３年に１度の「国家公務員死因調査」を実施しない年度に実施）。

平成25年度における在職中の死亡者は276人（死亡率（10万人に対する率）は100.7）で、前年度より44人増加（死亡率は16.9ポイント上昇）した。死因では、病死が199人で前年度より33人増加し、災害死が77人で前年度より11人増加した。災害死のうち、自殺は59人で前年度より15人増加し、死亡率は15.9から21.5に上昇した。

⑷　健康診断の実施状況等

各府省の報告を基に把握した平成25年度の一般定期健康診断の受診率は、前年度に比べ、二つの検査項目で上昇し、その他の検査項目では同率又は低下した。総合的な健康診査（いわゆる人間ドック）の受診者は、全職員の40.3％と、前年度に比べ0.1ポイント低下した。なお、一般定期健康診断は、肺の検査、循環器検査、胃の検査など必要な検査項目について実施された。

また、有害な業務又は健康障害を生ずるおそれのある業務に従事する職員を対象とした特別定期健康診断の受診率は92.5％で前年度に比べ0.5ポイント低下した。

２　安全の確保

⑴　職場における災害の防止

職場における災害の発生を防止し、安全管理対策を推進するために、各府省から職場における災害の発生状況等について報告を受けている。

平成25年度に職場で発生した災害による死傷者（休業１日以上）は245人で、前年度に比べ29人減少している。このうち死亡者は１人で、「墜落・転落」によるものである（図５－１）。